

平成 23 年 9 月

健全化判断比率及び資金
不足比率の審査意見書

愛知県監査委員

23 監査第 124 号
平成 23 年 9 月 9 日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

愛知県監査委員	宮 島 寿 男
同	青 山 學
同	後 藤 貞 明
同	三 浦 孝 司
同	澤 田 丸 四 郎

健全化判断比率及び資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき
審査に付された健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審
査に付された資金不足比率に対する意見書を別紙のとおり提出します。

健全化判断比率及び資金
不足比率の審査意見書

目 次

	頁
第 1 健全化判断比率の審査	1
1 審査の方法.....	1
2 健全化判断比率の概要.....	1
(1) 実質赤字比率.....	2
(2) 連結実質赤字比率.....	3
(3) 実質公債費比率.....	4
(4) 将来負担比率.....	4
3 審査の結果.....	7
第 2 資金不足比率の審査	8
1 審査の方法.....	8
2 資金不足比率の概要.....	8
(1) 公営企業に係る特別会計(法適用企業).....	9
(2) 特別会計のうち公営企業に係る特別会計(法非適用企業).....	9
3 審査の結果.....	9
 (参 考)	
地方財政健全化法の各比率の対象範囲.....	10

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書

第1 健全化判断比率の審査

1 審査の方法

知事から提出された、平成22年度決算に係る数値等を基に算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 計数は、関係法令等に基づき算定され適正であるか
- (2) 健全化判断比率は、財政の早期健全化及び再生を図るべき基準未満かを主眼として、慎重に審査を行った。

2 健全化判断比率の概要

健全化判断比率は、次のとおり、いずれの指標も早期健全化基準未満であった。

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (—) %	3.75 %	5 %
連結実質赤字比率	— (—)	8.75	20
実質公債費比率	13.4 (11.8)	25	35
将来負担比率	264.3 (271.4)	400	

- (注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示する。
2 ()は前年度の比率を示す。
3 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定められた数値である。

なお、健全化判断比率のそれぞれの比率の詳細は、以下のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質収支額は黒字であり、実質赤字比率は生じていない。

会計名	実質収支額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
	千円	千円	千円	千円
① 一般会計	7,118,050	2,274,545,839	2,264,647,337	2,780,452
② 特別会計のうち公営企業に係る会計以外の特別会計	1,531,407	664,776,469	657,546,602	5,698,460
・ 公債管理特別会計	0	602,562,303	602,562,303	0
・ 証紙特別会計	551,167	29,966,954	29,415,787	0
・ 母子寡婦福祉資金特別会計	0	790,586	417,562	373,024
・ 中小企業近代化資金特別会計	0	6,731,678	2,086,859	4,644,819
・ 農業改良資金特別会計	0	1,134,641	705,858	428,783
・ 県有林野特別会計	243,302	1,156,085	912,783	0
・ 林業改善資金特別会計	0	180,044	6,326	173,718
・ 沿岸漁業改善資金特別会計	0	161,990	83,874	78,116
・ 県営住宅管理事業特別会計	316,960	21,401,752	21,084,792	0
・ 印刷事業特別会計	419,978	690,436	270,458	0
③ 一般会計等に係る実質収支額 (①+②)	8,649,457	2,939,322,308	2,922,193,939	8,478,912
④ 標準財政規模	1,236,402,158			
実質赤字比率 (③/④)	% —			
(前年度の比率)	% (—)			

(注) 1 実質収支額が黒字の場合は、実質赤字比率は「—」で表示する。

2 標準財政規模は、一般財源の標準規模を示すものであるが、健全化判断比率の審査に用いる標準財政規模の額には、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質収支額は黒字であり、連結実質赤字比率は生じていない。

会計名	資金剰余額 (A) - (B)	流動資産等の額 (A)	流動負債等の額 (B)
	千円	千円	千円
① 公営企業に係る特別会計 (地方公営企業法適用企業)	50,327,044	167,051,902	136,401,442
・ 県立病院事業会計	3,713,403	6,340,372	2,626,969
・ 水道事業会計	22,337,800	25,391,223	3,053,423
・ 工業用水道事業会計	7,021,818	7,808,911	787,093
・ 内陸用地造成事業会計	17,254,023	36,692,023	19,438,000
・ 臨海用地造成事業会計	0	90,819,373	110,495,957

(注) 内陸、臨海用地造成事業会計の(B)流動負債等の額には、土地造成事業等経費に係る企業債残高(内陸用地造成事業会計 15,926,000 千円、臨海用地造成事業会計 109,395,000 千円)を含んでおり、企業債残高を除く流動負債等の額と流動資産等の額を比較すると資金不足額は無い(P.9 参照)。資金不足額がなく、かつ、資金剰余額がない場合((A) - (B) が負の数である場合は、資金剰余額を「0」で表示する。

会計名	資金剰余額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
	千円	千円	千円	千円
② 特別会計のうち公営企業に 係る特別会計(法非適用企業)	6,171,430	48,047,917	41,492,812	383,675
・ 港湾整備事業特別会計	53,942	1,387,087	1,333,145	0
・ 流域下水道事業特別会計	6,117,488	46,660,830	40,159,667	383,675
③ 一般会計等に係る実質収支額	8,649,457			
④ 連結実質収支額 (①+②+③)	65,147,931			
⑤ 標準財政規模	1,236,402,158			
連結実質赤字比率 (④/⑤)	—			
(前年度の比率)	(—)			

(注) 連結実質収支額が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「—」で表示する。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は 13.4%であり、早期健全化基準(25%)未満である。

区分	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
	千円	千円	千円
① 県債の元利償還金	220,272,957	216,071,264	214,223,227
② 準元利償還金	116,050,650	102,725,944	93,744,944
③ 基準財政需要額に算入された 公債費及び準公債費の額	173,005,471	168,251,759	167,593,791
④ 標準財政規模	1,236,402,158	1,251,088,041	1,446,526,541
実質公債費比率(単年度) (①+②-③) / (④-③)	% 15.36	% 13.90	% 10.98
実質公債費比率(過去3か年平均)	% 13.4	% 11.8	% 10.8

(4) 将来負担比率

将来負担比率は 264.3%であり、早期健全化基準(400%)未満である。

将来負担額の大半は、一般会計等に係る県債の現在高及び退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額である。

区分	金額	前年度比較増減
	千円	千円
① 将来負担額	5,841,173,000	246,847,793
ア 一般会計等に係る県債の現在高	4,749,852,047	266,477,670
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	202,198,359	605,337
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る県債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	94,956,922	Δ9,591,030
エ 名古屋港管理組合の起債の償還に係る県の負担見込額	42,467,744	Δ1,313,729
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	689,211,110	Δ10,604,358
カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額	60,071,496	1,102,071
(ア) 愛知県道路公社	0	0
(イ) 名古屋高速道路公社	0	0

(ウ) 愛知県土地開発公社	0	Δ242,091
(エ) 第三セクター等	51,681,545	Δ886,936
(オ) 制度融資等	8,389,951	2,231,098
キ 連結実質赤字額	0	0
ク 愛知県競馬組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	2,415,322	171,832
② 県債の償還額等に充当可能な基金の残高	492,739,674	89,849,537
③ 県債の償還額等に充当可能な特定の歳入	108,066,012	12,196,981
④ 県債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	2,428,781,680	272,275,908
⑤ 標準財政規模	1,236,402,158	Δ14,685,883
⑥ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費の額	173,005,471	4,753,712
将来負担比率 (①－②－③－④)／(⑤－⑥)	264.3 [%]	Δ7.1 [%]
(前年度の比率)	(271.4) [%]	

なお、主な項目の内訳は、以下のとおりである。

① 将来負担額の内訳

イ 債務負担行為に基づく支出予定額の内訳

事項	将来負担額	前年度比較増減
	千円	千円
産業労働センター整備・運営事業契約	7,488,877	7,488,877
国営土地改良事業負担金	18,937,074	Δ2,164,336
水資源機構営事業負担金	98,021,902	Δ5,752,583
県職員病院賃貸借契約	0	Δ217,740
公共用地先行取得契約	32,596,450	214,641
道路事業用地購入	37,298,170	1,755,769
河川事業用地購入	1,978,670	Δ415,014
尾張西部都市拠点地区用地購入	3,726,679	33,799
私立学校施設設備整備費借入金償還補助	1,393,023	Δ227,775

教職員福利厚生施設建設資金借入金償還補助	757,514	△95,258
県立学校教職員住宅割賦購入	0	△15,043
合計	202,198,359	605,337

ウ 一般会計等以外の特別会計に係る県債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額の内訳

会計名	将来負担額	前年度比較増減
	千円	千円
県立病院事業会計	14,848,575	△998,185
水道事業会計	7,337,074	△1,226,858
工業用水道事業会計	4,530,967	△852,942
港湾整備事業特別会計	1,746,155	△390,014
流域下水道事業特別会計	66,494,151	△6,123,031
合計	94,956,922	△9,591,030

カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額の内訳

(ウ) 愛知県土地開発公社

負債の額 (A)	現金、預金、 有価証券等(B)	県・国による 買戻予定額(C)	将来負担額 (A) - (B) - (C)	前年度比較増減
千円	千円	千円	千円	千円
82,678,033	658,764	82,289,036	0	△242,091

(注) 将来負担額がない場合((A) - (B) - (C)が負の数である場合)は、将来負担額を「0」で表示する。

(エ) 第三セクター等の内訳

法人名	損失補償 付債務額	算入率	将来負担額	前年度比較増減
	千円	%	千円	千円
愛知高速交通株式会社	11,127,000	70	7,788,900	△656,600
財団法人愛知県私学振興事業財団	24,176,333	90	21,758,700	△250,039
財団法人愛知臨海環境整備センター	35,100,000	10	3,510,000	1,190,000
社団法人愛知県農林公社	16,521,594	90	14,869,435	△986,021
愛知県住宅供給公社	37,545,095	10	3,754,510	△184,276
合計			51,681,545	△886,936

(注) 算入率は、法人の経常損益及び純資産による判定、又は、法人の損失補償付債務の元利償還費に対する県の補助金・貸付金の割合による判定から、5段階評価で判定した結果に基づくものである。

② 県債の償還額等に充当可能な基金の残高の内訳

基金名	充当可能基金残高	前年度比較増減
	千円	千円
財政調整基金	58,225,789	38,080,182
減債基金	393,931,900	51,602,907
社会資本整備等推進基金	3,892,208	16,544
国際交流事業推進基金	2,262,770	0
美術品等取得基金	1,557,309	△24,759
文化振興基金	10,086,900	5,000
環境保全基金	810,300	0
産業廃棄物適正処理基金	593,720	465,474
福祉推進整備基金	7,533,000	32,162
地域福祉基金	9,000,000	0
科学技術振興基金	2,500,000	0
愛知万博基本理念継承発展基金	593,791	△983,327
中山間ふるさと・水と土保全基金	440,000	0
あいち森と緑づくり基金	1,311,987	655,354
合計	492,739,674	89,849,537

3 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の内容を審査した結果、計数は関係法令等に基づき算定されており、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の全てが、早期健全化基準未満であることを認めた。

実質公債費比率は、県債の元利償還金が増加したことを主な要因として前年度に比べて上昇しており、加えて県債残高の累増から公債費が年々増加する傾向にあるため、今後更に上昇することが懸念される。

一方、将来負担比率は、基金残高が増加したことを主な要因として前年度に比べて低下しているが、今後の税収動向が不透明なことから、再び上昇することが懸念される。

従って、更なる行財政改革を進めるなど、健全な財政運営に努められるよう要望する。

第2 資金不足比率の審査

1 審査の方法

知事から提出された、平成22年度決算に係る数値等を基に算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 計数は、関係法令等に基づき算定され適正であるか
- (2) 資金不足比率は、経営健全化を図るべき基準未滿かを主眼として、慎重に審査を行った。

2 資金不足比率の概要

資金不足比率は、次のとおり、いずれの会計も経営健全化基準未滿であった。

会計名	資金不足比率 (A) / (B)	資金不足額 (A)	事業の規模 (B)
公営企業に係る特別会計(法適用企業)			
	%	千円	千円
県立病院事業会計	— (—)	0	26,079,302
水道事業会計	— (—)	0	29,976,105
工業用水道事業会計	— (—)	0	13,251,930
内陸用地造成事業会計	— (—)	0	86,707,159
臨海用地造成事業会計	— (—)	0	152,288,929
特別会計のうち公営企業に係る特別会計(法非適用企業)			
港湾整備事業特別会計	— (—)	0	1,003,736
流域下水道事業特別会計	— (—)	0	9,570,104

- (注) 1 資金不足額がない場合は、資金不足額を「0」で、資金不足比率を「—」で表示する。
2 ()は前年度の比率を示す。
3 事業の規模は、営業収益等に相当する額(内陸、臨海用地造成事業会計にあっては資本及び負債の額)である。
4 資金不足比率に係る経営健全化基準の数値は20%であり、この数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定められた数値である。

なお、資金不足額の詳細は、以下のとおりである。

(1) 公営企業に係る特別会計(法適用企業)

会計名	資金不足額 (B) + (C) - (A) - (D)	流動資産等 の額 (A)	流動負債等 の額 (B)	建設改良費等以 外の経費に係る 企業債の現在高 (C)	解消可能 資金不足額 (D)
	千円	千円	千円	千円	千円
県立病院事業会計	0	6,340,372	2,626,969	0	—
水道事業会計	0	25,391,223	3,053,423	0	—
工業用水道事業会計	0	7,808,911	787,093	0	—
内陸用地造成事業会計	0	36,692,023	3,512,000	0	—
臨海用地造成事業会計	0	90,819,373	1,100,957	0	—

(注) 資金不足額がない場合((B) + (C) - (A) - (D)が負の数である場合は、資金不足額を「0」で表示する。

(2) 特別会計のうち公営企業に係る特別会計(法非適用企業)

会計名	資金不足額 (B) + (C) + (D) - (A) - (E)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)	建設改良費等 以外の経費に 係る県債の現 在高(D)	解消可能 資金不足額 (E)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
港湾整備事業 特別会計	0	1,387,087	1,333,145	0	0	—
流域下水道事 業特別会計	0	46,660,830	40,159,667	383,675	0	—

(注) 資金不足額がない場合((B) + (C) + (D) - (A) - (E)が負の数である場合は、資金不足額を「0」で表示する。

3 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の内容を審査した結果、計数は関係法令等に基づき算定されており、資金不足比率は、経営健全化基準未満であることを認めた。

(参 考)

地方財政健全化法の各比率の対象範囲



